

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	串本町

## 串本町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	串本町産業課
所在地	和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800 番地
電話番号	0735-62-0558
FAX番号	0735-62-6970
メールアドレス	sangyou@town.kushimoto.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス、カモ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	串本町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
農作物被害		
ニホンザル	果樹、野菜、いも類	70.8万円／0.38ha
イノシシ	水稲、果樹、いも類	44.2万円／0.44ha
ニホンジカ	水稲、果樹、野菜	62.2万円／0.54ha
アライグマ	果樹、野菜、いも類	7.2万円／0.04ha
タヌキ	野菜	3.0万円／0.01ha
ハクビシン	果樹	1.3万円／0.01ha
カラス	果樹、野菜	55.1万円／0.17ha
カモ	水稲	33.2万円／0.50ha
その他獣類	果樹	1.3万円／0.01ha
計		278.3万円／2.1ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

### (2) 被害の傾向

近年、串本町における農作物被害は、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマによるものが中心となっている。

ニホンザルによる被害は2月から10月にかけて潮岬地区、大島島内を除く町内全域で多く発生している。

イノシシによる被害は、5月から11月にかけて町内全域の水稲及び、潮岬地区のサツマイモ畑に被害を及ぼしている。

ニホンジカによる被害は、5月から7月にかけて町内全域の水稲及び、山間部の果樹園で発生している。

アライグマ、ハクビシン等による被害は、町内全域で通年発生している。潮岬地区では、サツマイモの栽培が盛んであるため被害報告が多い。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
農作物被害		
ニホンザル	70.8万円／0.38ha	63.7万円／0.34ha
イノシシ	44.2万円／0.44ha	39.7万円／0.39ha
ニホンジカ	62.2万円／0.54ha	55.9万円／0.48ha
アライグマ	7.2万円／0.04ha	5.7万円／0.03ha
タヌキ	3.0万円／0.01ha	2.7万円／0.01ha
ハクビシン	1.3万円／0.01ha	1.1万円／0.01ha
カラス	55.1万円／0.17ha	49.5万円／0.15ha
カモ	33.2万円／0.50ha	29.8万円／0.45ha
その他獣類	1.3万円／0.01ha	1.1万円／0.01ha
計	278.3万円／2.1ha	249.2万円／1.87ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会への依頼により、狩猟と有害捕獲での捕獲を推進してきた。</p> <p>有害捕獲については、緊急捕獲事業等を活用し、捕獲に努めている。</p> <p>わな猟については、町所有の捕獲わなの貸出を実施。</p> <p>また、和歌山県からICTを利用した囲いわなを借用し、ニホンザル、ニホンジカを対象とした、現地実証を実施してきた。</p>	<p>高齢化等により狩猟免許取得者が減少し、捕獲従事者1人当たりの負担が増加している。</p> <p>また、捕獲個体の処理が負担になっているため、地域資源としての有効活用の検討が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>町単独事業を活用した防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵、複合柵）の設置を推進し、平成28年度より町全体で総延長10,316m、受益面積104haへの設置を実施。</p> <p>動物駆逐用煙火講習会を開催し、受講者による地域での追い払い活動を支援。</p>	<p>防止柵を効果的に利用するため、維持管理が課題である。</p> <p>地域ぐるみのサルの追い払い活動や、耕作地周辺環境整備を実施できるかが課題である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

串本町における被害軽減のためには、防止柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する有害鳥獣の捕獲、追い払いや餌場の除去等の集落環境の整備を総合的に実施する。

防止柵については、国庫や県単事業等を活用し、集落を効率的に防護できる設置方法を推奨する。

また、捕獲については、捕獲従事者の増加を促進するため狩猟免許補助制度の周知を行い、ICTを利用した捕獲わな等の効果的な捕獲方法を実施する。

追い払い活動や餌場の除去等の集落環境整備については、地域ぐるみの活動を推奨し、支援していく方針である。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲従事者については、和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会に選任を依頼している。令和2年度以降も引き続き選任を依頼し、捕獲を行う。

・和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会（89名）

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン カラス カモ その他獣類	・猟友会串本町分会全班による合同有害鳥獣捕獲を被害の多い地区にて実施。 ・広報紙による狩猟免許取得補助金及び、防止柵補助金の周知を行い免許取得者を増やす。 ・町所有のICTを利用した囲いわなによる捕獲支援。 ・小型箱わな及び、二酸化炭素ポンペを貸し出し捕獲支援を行う。 ・国庫事業や県単事業の活用 ・令和元年度に田辺射撃場の整備を他市町村と連携して実施したことから、銃猟による捕獲従事者の育成確保、捕獲技術の向上を進める。

3年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン カラス カモ その他獣類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会串本町分会全班による合同有害鳥獣捕獲を被害の多い地区にて実施。</li> <li>・広報紙による狩猟免許取得補助金及び、防止柵補助金の周知を行い免許取得者を増やす。</li> <li>・町所有のICTを利用した囲いわなによる捕獲支援。</li> <li>・小型箱わな及び、二酸化炭素ポンベを貸し出し捕獲支援を行う。</li> <li>・国庫事業や県単事業の活用</li> <li>・令和元年度に田辺射撃場の整備を他市町村と連携して実施したことから、銃猟による捕獲従事者の育成確保、捕獲技術の向上を進める。</li> </ul>
4年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン カラス カモ その他獣類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会串本町分会全班による合同有害鳥獣捕獲を被害の多い地区にて実施。</li> <li>・広報紙による狩猟免許取得補助金及び、防止柵補助金の周知を行い免許取得者を増やす。</li> <li>・町所有のICTを利用した囲いわなによる捕獲支援。</li> <li>・小型箱わな及び、二酸化炭素ポンベを貸し出し捕獲支援を行う。</li> <li>・国庫事業や県単事業の活用</li> <li>・令和元年度に田辺射撃場の整備を他市町村と連携して実施したことから、銃猟による捕獲従事者の育成確保、捕獲技術の向上を進める。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12次和歌山県鳥獣保護管理事業計画及び和歌山県第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲計画等の設定を行う。</li> <li>・ニホンザル、イノシシ、ニホンジカによる被害が多くを占めるため、捕獲計画頭数を3年間維持し個体数調整に取り組む。アライグマ等の外来生物については、積極的に捕獲を行い被害防止に努める。</li> </ul>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
イノシシ	180頭	180頭	180頭
ニホンジカ	700頭	700頭	700頭
アライグマ	80頭	80頭	80頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
タヌキ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
カラス	20羽	20羽	20羽
カモ	10羽	10羽	10羽
その他獣類	40頭	40頭	40頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲については、和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会の協力の下、4月から10月の期間は有害鳥獣捕獲による個体数調整に取り組む。狩猟期間中については、イノシシを除く鳥獣について有害鳥獣捕獲に取り組む。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカといった大型獣の捕獲に効果的であり、実施隊設置後に活用したい。捕獲効率をあげるためには射程距離をとれるライフル銃が必要となる。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし(既に権限移譲済)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	ワイヤーメッシュ柵 1,500m	ワイヤーメッシュ柵 1,500m	ワイヤーメッシュ柵 1,500m
イノシシ	電気柵 1,500m	電気柵 1,500m	電気柵 1,500m
ニホンジカ	複合柵 100m	複合柵 100m	複合柵 100m
アライグマ			
タヌキ			
ハクビシン			
その他獣類			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン カラス カモ その他獣類	地域住民が主体的に放置野菜等の除去の徹底や、動物駆逐用煙火を利用した追い払い活動を実施する。 追い払い活動を支援するため、動物駆逐用煙火を配布する。
3年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン カラス カモ その他獣類	地域住民が主体的に放置野菜等の除去の徹底や、動物駆逐用煙火を利用した追い払い活動を実施する。 追い払い活動を支援するため、動物駆逐用煙火を配布する。
4年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ	地域住民が主体的に放置野菜等の除去の徹底や、動物駆逐用煙火を利用した追い払い活動を実施する。 追い払い活動を支援するため、動物駆逐用煙火を配布する。

	ハクビシン カラス カモ その他獣類	
--	-----------------------------	--

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

## 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
串本町	有害鳥獣捕獲許可証の発行と、捕獲依頼
和歌山県猟友会東牟婁支部 串本町分会	有害鳥獣捕獲従事
和歌山県鳥獣保護管理員	鳥獣保護及び管理に関する事業

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

### (2) 緊急時の連絡体制

(1) の関係機関が緊急の情報を受けた場合、串本町が中心となり対応に必要な機関に連絡を行う。	
串本町 (産業課、関係者連絡網により 関係各課、関係機関へ連絡)	⇔
	和歌山県東牟婁振興局 和歌山県鳥獣保護管理員
↓	
和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会 (捕獲活動の実施)	

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣については、捕獲者が解体し、肉等を有効に利用することを基本とするが、やむを得ない場合は、捕獲場所付近に埋設処理するなど、環境に影響を与えないように適切に処理する。
---

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲従事者のわかやまジビエ衛生管理ガイドライン講習会受講を推進し、鳥獣食肉処理加工施設への持ち込みによる有効活用に取り組む。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	串本町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
串本町	施策の立案、予算執行、国・関係機関との連絡調整
串本町農業委員会	農家、地域からの意見の取りまとめ
和歌山県東牟婁振興局 農業水産振興課	被害防止に関する情報収集、技術指導、 農家及び地域への技術指導
みくまの農業協同組合	農家及び地域への知識、技術普及
紀南農業協同組合	農家及び地域への知識、技術普及
和歌山県猟友会東牟婁支部 串本町分会	有害鳥獣捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県鳥獣保護管理員	鳥獣に関する知識、技術指導
株式会社古川鉄砲火薬店 (田辺射撃場)	狩猟者の育成、技術向上指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

狩猟免許取得者の減少と高齢化に伴い、有害鳥獣捕獲従事者の減少が捕獲体制に影響している。そのため、結成に向けて隊員の人選や活動内容について和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会と調整を行う。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。